

第4回南国市保育まつり

映画や人形劇で楽しく

子供の日の五月五日、市民体育館で「南国市保育まつり」が開かれ、集まった園児たちは映画や人形劇などで楽しいひとときをすごしました。この保育まつりは、市保育所保護者会連合会（西山富実男会長）が、市内の保育園児を対象にして毎年開いているもので、今年で四回目。この日は、小雨のばらつくあいにくの天気にもかかわらず、約六百人の園児やお母さんらが参加、会場は歓声でいっぱい。西山会長や来賓から「お父さんお母さんのいうことをよくきいて、

友だちと仲よく元気に遊んでください」とあいさつがあったあと、歌合戦、交通安全教室、ゲーム、人形劇、映画とプログラムが進められました。なおこの日、長年にわたって保育所長などを通して保育行政の発展に尽くされてきた、前田福子（大地）、高井千鶴（土佐山田町）、森田藤江（里改田）、杉本静江（立田）の四人に、保護者会から感謝状が贈られました。

の人数については、市の基準は国の基準と同じですが、南国市独自の担任外保育（フリー）やパート（居残り）、障害児加配、同和加配が配慮されていますので、保育定数と実際の人数との間に開きがあることとなります。これらのことから、五十年年度の国の計算による南国市の保育運営に必要な総額は二億七千二百万円になりますが、実際は総額にして三億八千四百万円もかかっています。また五十年年度の実績の市負担は、本来ならば県の負担と同じく一億六千九百万円程度のものが実際は一億四千九百万円の負担となつて

図B・52年度の保育料（月額）徴収の基準表（カッコ内は昨年度）

世帯区分	ランク	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	A	0	0
市民税非課税世帯	B	0	0
前年度の市民税のうち均等額のみ課税の世帯	C ₁	2,600 (1,500)	2,200 (1,000)
	C ₂	3,400 (2,400)	3,000 (2,100)
	C ₃	4,000 (3,400)	3,800 (3,000)
所得割5,000円未満世帯	C ₂	5,000 (3,600~4,000)	4,700 (3,200~3,600)
	C ₃	6,000 (4,200~4,600)	5,600 (3,800~4,200)
所得割3,000円未満世帯	D ₁	7,000 (4,900)	6,600 (4,400)
	D ₂	8,000 (6,900)	7,600 (6,700)
所得割1万5,000円未満世帯	D ₃	10,000 (8,900)	9,400 (8,600)
	D ₄	11,500 (12,350)	10,800 (12,000)
所得割6万円未満世帯	D ₅	15,000 (15,750)	12,300 (13,000)
	D ₆	17,000 (18,000)	13,500 (13,000)
所得割12万円未満世帯	D ₇	19,000 (20,000)	15,000 (13,000)
	D ₈	22,000	16,500
所得割18万円未満世帯	D ₉	22,000	16,500
	D ₉	22,000	16,500

これは、人件費持ち出し分が大きいことを表わしています。すなわち国の基準では、保育料の給与などの人件費の算出方法は、市においては経験年数十一年二十年の職員が多いにもかかわらず、国の基準では経験年数四五年を基準にしているため、また最近二三年間に保育料の新規採用がないことなどの理由が、人件費に大きな影響を与えています。



また、市は保育料引上げの基準を国と区別していませんので、図Aの「国の基準どおり保育すれば」と「五十年年度の実績」のグラフに見られる保護者の差異が、五十年年度の実績の市負担にかかってくることにあります。そのため、保育料の引上げがやむを得なくなってくるわけです。

市は、実際より低い国の基準について、国の負担を多くしてくれようという要望を続けることにも、市民のみならずには、保育料引上げによるご協力をお願いしております。

やむなく平均13.6%の引上げ

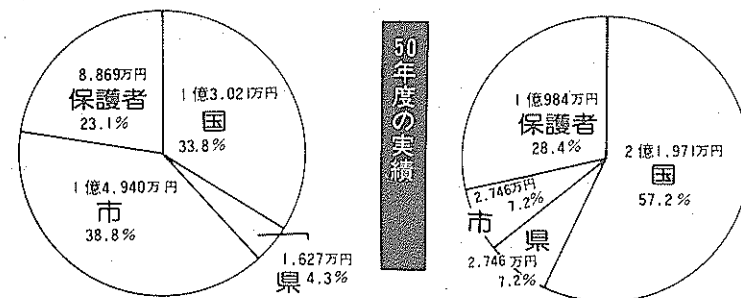


★保育料（月額）の基準決る★

応能負担の原則で

今回の保育料引上げについては、市は▼保護者世帯の所得水準に応じて決める応能負担の原則にそって決めており、今年もランクを昨年の十二から十四に増やし、所得に応じて幅を広げています。このため、平均引上げ率は一三・六割、三歳未満児では一億六千九百万から二億二千九百万、三歳以上児では二億二千九百万から一億六千九百万の引上げ額にしています。また、▼

同一保護者世帯における一人以上の乳幼児の入所については、一人を基準額で、二人以上は五割の額で徴収するといった優遇処置をとっています。今回の保育料引上げの理由は、財政再建により、昨年五月の財政再建審議会の答申によって実施するものです。国は保護者から負担していただく保育料の基準を決めています。市はこの基準どおり実施しなければいけないというわけではありませんが、市の保育料は、保護者



の負担能力や市の財政状況を考慮して決めています。ことに南国市の場合、従来から国の基準以下でありましたが、その差額については国は負担してくれず、やがて市の負担が大きくなり、今回の財政再建を契機に「国の基準ま

で引上げよう（現在は国の基準の約八割を徴収している）」とするものです。今回の引上げでは、国の基準並とまではいかず、市費の持ち出し分は約三百万円程度となりました。これは、市費の持ち出し分を少しでも軽くするためのものです。

実際に低い 国の負担

保育所とは、児童福祉法第三十五条に明記されているように、法律で国が設置しなければならない児童福祉施設のことです。同法第五十二条では「国庫は児童福祉施設、設備に要する費用の半額を負担する」また、同法第五十三条では「国庫は入所措置に関し、市が支出する費用の半額（残りは県負担、市負担）を負担することになつています。」

ところが、図Aでもわかりますように、国は実際に運営に要した費用の半額ではなく、国が決めた保育料（児童一人の措置に要する人件費、給食費、保育材料費、光熱水費などの月額単価）を基礎にして、国の負担額を計算しています。また、保育一人が保育する児童